最終更新日：2016年9月13日
株式会社東京ソワール
代表取締役社長　村越　眞二
問合せ先：経営企画本部　TEL:03-3475-1251(代)
証券コード：8040
http://www.soir.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成その他の基本情報は次のとおりです。

1. 当社は、法令及び社会的規範の遵守を基本とし、公正な企業活動を行うことにより経営の透明性を高め、効率化、迅速化の向上に努めております。

2. コーポレート・ガバナンスにつきましては、健全な企業経営を行っていく上での重要な事項と考え、迅速で正確な経営情報をもとに、経営を取り巻く諸問題に対し的確な意思決定と業務執行が行えるように運営してまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2.株主総会における権利行使】
補充原則1-2-4
今後は、海外の株主・機関投資家の比率を注視し、必要に応じて検討を行います。

補充原則1-2-5
実質株主等が株主総会に出席し議決権を行使することは認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、検討を行います。

【原則3-1.情報開示の充実】
適時・適切な情報の開示を行うことが、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の基盤となることを認識しております。その認識を実践する為に、法令に基づく開示以外にも、株主を始めとするステークホルダーにとって重要と判断される情報について、当社ホームページ等により開示を行っております。
(1)経営理念をホームページで、経営戦略を株主総会招集通知、決算短信で開示しております。
(2)コーポレートガバナンスの基本的な考え方・基本方針は、コーポレートガバナンスに関する報告書・有価証券報告書で開示しております。
(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっては、役員規程(内規)に基づいて検討を行い、取締役会にて決定しております。取締役の報酬は、基本報酬、業績給並びに役員退職慰労金により構成しております。なお、非常勤役員については、役員退職慰労金の支給対象とはしておりません。基本報酬は、役位別の基本報酬額を定めております。業績給は、前期の営業利益・経常利益・一株当たりの当期純利益並びに従業員賞与の支給月数を勘案して定めております。今後は、業績給や役員退職慰労金の制度を見直し、当期の計画及び業績予想にリンクした短期業績連動型の業績給に加え、業績向上へのインセンティブをもたらす株式報酬制度など、長期業績連動型の業績給を導入し、会社業績と連動する報酬の割合を高める予定としております。
(4)取締役は役員規程(内規)、監査役は監査役会規程において、方針と手続きを定めております。
(5)招集通知及びTDnet、自社ホームページで選任・指名についての説明を第48回定時株主総会招集通知より開示いたします。

補充原則3-1-2
海外投資家比率が低いこともあり対応しておりません。今後は、必要に応じ検討を行います。

【原則4-1.取締役会の役割・責務(1)】
補充原則4-1－2
経営環境の変化が激しい中、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。現在は、収益力の回復・改善を優先課題としております。今後は、中期経営計画を策定し、進捗状況の確認と分析を行い、それぞれ開示を行う予定としております。

【原則4-2.取締役会の役割・責務(2)】
補充原則4-2-1
監査役と独立社外取締役を除く経営陣幹部は、業績連動給を導入しております。今後は、中長期的な業績と連動する自社株報酬も含めた報酬体系の検討を行う予定としております。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】
独立社外取締役1名を選任しております。今後は、各ガバナンス体制の比較検討を行い、当社の経営実態に適合した体制導入の是非と併せ、独立社外取締役の複数選任を検討する予定としております。

補充原則4-8-2
独立社外取締役が1名のため「筆頭独立社外取締役」の選任は行っておりませんが、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備をはかっております。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4-11-3
取締役会全体の実効性についての自己分析・評価は、現在行っておりません。2017年3月の定時株主総会決議を以て発足する新取締役会体制において、取締役会全体の実効性について検討を行っていく予定としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】
上場株式の政策保有は、中長期的な営業取引上の必要性など、保有する事に合理性が認められる以外は、株式市場の動向等を見ながら、長期的には政策保有株式を縮小していくことを基本方針としております。また、定期的に保有目的の確認を行い、継続保有・縮小・売却等について独立役員の意見も参考に、取締役会にて決定いたします。
議決権の行使に当っては、当該取引先等の方針・戦略を勘案したうえで議案の内容を精査し、株主価値・企業価値を毀損するような議案でないかなど、一般株主と同様な観点から議決権を行使することを基本としております。

【原則1-7.株主の利益を害する可能性のある資本政策】
取締役と会社間の取引及び利益相反の取引、競合取引については取締役会での承認事項としております。承認された場合は、取引条件等を株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。
なお、関連当事者間取引については、毎期役員に対し取引の有無の調査を実施しております。

【原則4-1.取締役会の役割・責務(1)】
補充原則4-1-1
法令、定款及び取締役会規程に定められた基準に則り、取締役会による専決事項とされている以外の業務執行決定を、職務権限規程、業務分掌規程で委任の範囲を明確にしており、各業務分野における業務執行の機動性と専門性を確保しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役候補者の選任にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に準拠しており、企業経営者としての豊富な経験と実績、幅広い知見を有する、取締役会において適切な関与・助言のできる人物を選定しております。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4-11-1
取締役会は、当社事業及び全社業務に精通した取締役と企業経営者としての豊富な経験と実績、幅広い知見を有する社外取締役で構成しております。その選任は、法定の要件を備え、人格並びに識見ともに優れ、その職責を全うすることのできる者としており、基準についても役員規程(内規)において定めております。
(選任基準)
・個人及び経営専門家としての高度な倫理観・誠実性・価値観と、強い探究心と精神的独立性を保持している。
・実践的な見識と成熟した判断能力、ビジネス・財務・会計・技術等に関する方針決定における幅広い訓練と経験を有する。
・取締役会・監査役会メンバーの持つ能力や経験との相互補完的バランス及び多様性に配慮する。
・職務を果たすために必要な労力や時間を惜しみなく提供する意欲、株主価値の極大化への意思を保持している。

補充原則4-11-2
取締役及び監査役の兼任の状況については、株主総会招集通知等において開示しております。

【原則4-14.取締役・監査役のトレーニング】
補充原則4-14-2
取締役・監査役に対して、就任の際に取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供、及び在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会を提供するとともに、その費用を支援しております。また、社外取締役・社外監査役に対しては、当社の事業・財務・組織等に関する知識や情報の提供を行っております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】
0持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主と建設的な対話を通じ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しております。
株主等との建設的な対話については、合理的な範囲で、代表取締役社長が統括し、関係各部の取締役及び執行役員並びにIR担当部門及び総務担当部門が連携して、対応することを基本としております。また、東京証券取引所における決算発表にあわせ、記者向けの説明会を開催しております。
なお、株主・投資家等との対話に際しては、当社のインサイダー取引防止規程に従いインサイダー情報を適切に管理するとともに、公平な情報開示を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
草野絹子	1,267,219	6.57
草野圭司	1,206,128	6.25
株式会社ワールド	1,074,000	5.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	905,320	4.69
株式会社みずほ銀行	905,120	4.69

田村駒株式会社	901,400	4.67
株式会社みなと銀行	857,000	4.44
東京ソワール取引先持株会	808,300	4.19
明治安田生命保険相互会社	442,000	2.29
株式会社大丸松坂屋百貨店	416,000	2.16

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項は特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
澁谷高允	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澁谷高允	○	独立役員に指定しております。 ＜略歴＞ 昭和36年 4月 東洋レーヨン株式会社(現 東レ株式会社)入社 平成6年 6月 東レ株式会社 取締役 平成9年 6月 同社 常務取締役 平成12年 6月 同社 専務取締役 平成13年 6月	＜選任理由＞ 企業経営者として培った幅広い実務経験・知識による高い見識に基づき、社外取締役として経営方針・経営計画の策定等に際し、客観的且つ公正な立場からのアドバイスによる経営体制の強化、業務執行における判断を株主の立場から是認できるか否か等の監督機能を期待し選任しております。

		同社　　常任顧問 平成14年 6月 同社　　顧問 平成25年 6月 同社　　顧問退任 平成27年 3月 当社取締役（現）	＜独立役員指定理由＞ 主要な取引先の出身者には該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人と緊密な連携を保ち、かつ、会計監査人の監査を活用して自らの監査成果を達成するよう努める一方、独自の観点から適宜会計に関する監査を実施しております。また、監査役会は、会計監査人から監査計画及び監査体制を期首に、監査実施状況及び監査報告書を四半期決算毎に、説明を受け、監査役の会計に関する監査計画について会計監査人に説明をして調整をはかっております。また、取締役の職務執行に関し、必要があると認めたときは、随時報告を受けております。なお、当社は有限責任監査法人トーマツと金融証券取引法に基づく監査について監査契約を締結し、定期的に監査を受けております。同監査法人及びその業務執行役員と当社の間には特別な利害関係はありません。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、内部監査機能としては、代表取締役社長の直轄部門である内部監査室（1名）を設置し、業務プロセスの適正性、効率性を目的に、諸法令及び社内諸規程を遵守しながら、業務活動、会社財産の状況に対する内部監査を内部監査計画に基づいて実施しております。また、内部監査室は監査役及び管理本部と必要な調整を行い、効率的な内部監査の実施に努めるとともに、内部監査の状況を月1回、代表取締役に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井原秀和	他の会社の出身者							△						
石川啓一	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井原秀和	○	独立役員に指定しております。 ＜略歴＞ 昭和50年 4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 平成16年 8月 みずほビジネスサービス株式会社 執行役員集中第一事業本部副本部長 平成24年 3月 当社監査役（現）	＜選任理由＞ 金融機関業務で培った幅広い実務経験・知識による財務・会計に関する高い見識によって、社外監査役として、取締役の職務執行に客観的の視点での監査を期待し選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社と株式会社みずほ銀行との取引関係においてその規模から、同行の当社に対する影響度は無いと判断しております。
石川啓一	○	独立役員に指定しております。 ＜略歴＞ 昭和49年 4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成15年 6月 株式会社イセトー取締役 平成24年 4月 株式会社イセトー相談役 平成25年 3月 当社監査役（現）	＜選任理由＞ 金融機関及び他社におけるビジネス経験で培ってきた豊富な実務経験や経営全般にわたる知見を当社の監査業務に活かしていただき、幅広い見地から的確な助言をいただけるものと期待し選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社と三菱東京UFJ銀行との取引関係においてその規模から、同行の当社に対する影響は無いと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

特になし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

月額報酬のうち業績給として、前期の営業利益・経常利益・1株当たりの当期純利益並びに従業員賞与の支給月数を勘案して定めた額を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

特になし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、基本報酬、業績給並びに役員退職慰労金より構成しております。監査役の報酬等は、基本報酬、及び役員退職慰労金により構成しております。基本報酬は、役位別の報酬額を定めております。
なお、取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第38回定時株主総会で年額300百万円以内と決議され、その範囲内において、取締役会の決議により決定しております。
また、監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第38回定時株主総会で年額36百万円以内と決議され、その範囲内において、監査役の協議により決定しております。

退職慰労金については、株主総会の決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い、取締役については取締役会決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。なお、非常勤役員については、退職慰労金は支給しておりません。

第47期における取締役10名（うち社外取締役1名）の報酬は、132,722千円（うち社外取締役3,600千円）。
監査役4名（うち社外監査役2名）の報酬は、22,830千円（うち社外監査役7,050千円）。
上記の報酬には、役員退職慰労引当金繰入額20,252千円（取締役7名18,932千円、監査役1名1,320千円）を含み、使用人兼務取締役5名に対する使用人分給与29,400千円及び、平成27年3月26日開催の第46回定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金33,115千円（退任取締役2名29,215千円、退任監査役1名3,900千円）は含んでおりません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対しては、毎月１回内部監査室から監査役会を通じて内部監査結果の報告が実施されています。また、取締役会の開催に際して、社外取締役と社外監査役に資料を事前に配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織、その他のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

会社の機関の内容
1.取締役会
取締役会は、取締役８名により構成され、うち１名は経営体制の強化と監督機能の充実のため社外取締役を選任しております。取締役会は、会社の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について審議・決定すると共に、コンプライアンスの徹底を図り、業務の執行状況を監督する機関として位置付けられております。また、取締役に対する経営監督機能の観点から監査役３名も取締役会に出席しております。監査役は取締役に対して適宜意見表明を行い、内部統制の実効性の確保を図っております。取締役会は原則として月１回開催し、迅速な意思決定と業務執行ができる体制としております。
また、緊急を要する場合は臨時取締役会を適宜開催し、経営の急速な変化にも対応できる体制をとっております。
2 .経営会議
経営会議は代表取締役、取締役及び執行役員を中心に、経営に関する方針や全社的重要事項を審議する機関で、常勤監査役も出席しております。原則月２回開催しておりますが、必要に応じ臨時経営会議も随時開催しております。
3 .監査役会
監査役会は客観的な監督機能を持つ社外監査役2名を含む監査役３名で構成され、原則として月１回開催し、所要の決議、協議を行うほか、職務の執行状況の報告、意見交換を行なっております。
また、代表取締役・監査役意見交換会はコンプライアンスの観点から経営上の問題がないか監査役全員と代表取締役とが意見交換を行う会議体で、年３回開催しております。
4. 会計監査人
当社と監査契約を締結した有限責任監査法人トーマツにおいて、当社の監査業務を執行した公認会計士は、指定社員・業務執行社員の阿部功、渡邊康一郎、監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者2名、その他1名であります。業務執行社員の継続監査年数はいずれも7年以内であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、社外取締役を１名、社外監査役2名を選任しております。社外取締役及び社外監査役と当社の間には特別の利害関係はありません。
社外取締役澁谷高允氏は当社の取引先である東レ株式会社の出身でありますが、当社と同社とは一般的な取引条件に基づく商取引であり、代替取引先の存在もあり、職務執行に何ら影響を与える取引関係ではなく、一般株主のと利益相反は無いと判断しております。
社外監査役井原秀和氏は当社の取引先である株式会社みずほ銀行の出身であり、社外監査役石川啓一氏は当社の取引先である株式会社東京三菱銀行（現　三菱東京UFJ銀行）の出身でありますが、当社と両行の取引関係においていずれもその規模から、意思決定に対し影響を与え

る取引関係はないことから、一般株主との利益相反のおそれはないと判断しております。
当社は社外取締役1名と社外監査役2名を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員に指名することにより、社外取締役による監督機能と社外監査役による独立かつ公正な立場からの監査が実施されることで、経営監視が十分に機能する体制が整っていると考え、現状の体制としております。
なお、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を有しておりませんが、社外役員の選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、能力、人柄等を総合的に勘案し、相応な方を選任することとしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前発送を基本としております。
集中日を回避した株主総会の設定	原則として集中日の前日を意識してスケジュールをたてております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページURL：http://www.soir.co.jp 掲載情報（決算情報、その他の適時開示情報、ビジネスレポート（旧株主通信）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：経営企画部、担当者：執行役員経営企画本部長　大島和俊	
その他	定期的な説明会は実施しておりませんが、投資家・アナリストからの問合せには随時回答しております。また、半期毎の決算短信発表時に記者会見を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」で各ステークホルダーを尊重する旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保護対策として「Fun　to　Share」に参画し低炭素社会への取り組みや、「エコキャップ運動」への参加、洋服作りの際に出る余り布を利用してノベルティの制作などを実施しております。 また、社会貢献活動として地区のボランティア活動への積極的参加、特別養護老人ホームでの慰問活動の実施や乳がんの早期発見・早期治療を目指す「ピンクリボン活動」を支援しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」を決議しました。なお、平成19年11月13日開催および平成20年4月15日開催の取締役会において改定を行い、また平成26年11月13日開催の取締役会において各項目について確認を行なっております。内容は下記のとおりです。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)役員及び従業員が職務を遂行するにあたり、法令、定款、社内規程及び企業倫理を遵守した行動をとるための「企業行動憲章」を定め、役員はこれを率先垂範のうえ、社内に周知徹底する。
(2)役員及び従業員にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
(3)コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、通報者の保護を織り込んだ内部通報制度の運用の徹底を図る。
(4)コンプライアンスの観点から経営上の問題がないかどうか、代表取締役・監査役意見交換会を年3回実施し、コンプライアンス経営を強化する。
(5)役員及び従業員は、反社会的勢力との関係は法令等違反につながるものと認識し、反社会勢力に対する対応を統括する部署を総務部と定めるとともに、警察等関連機関とも連携し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を拒絶・排除する。
(6)金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築する。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき保存管理し、必要に応じて運用状況の検証を行う。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」は、リスク管理規程、関連する個別規程、マニュアル等の整備を各部署に求めてリスク 管理体制の構築を図り、定期的に運用状況を確認・評価する。
(2)各部署は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、定期的にリスク管理の状況を取締役会等に報告する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の意思決定ならびに取締役会の業務執行状況の監督等を行う。この他、効率的な意思決定を図り、重要事項に係る議論を深めるため毎月２回の経営会議を開催する。
(2)業務の運営については、毎年度の基本的な経営方針、計画を定め、達成すべき目標を明確化するとともに、各業務執行ラインは目標達成 のために活動するものとする。また、目標の進捗状況は業務報告において定期的に確認する。
(3)取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、全て取締役会に付議することを遵守する。その際、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとる。
(4)日常の業務執行に際しては、決裁権限規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り、効率的に業務を遂行する体制をとる。

5.当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)社長直轄の内部監査室が、当社の業務遂行状況について監査を実施する。また、必要に応じて会計監査人及び監査役会と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
(2)「関係会社管理規程」に基づき適切な経営管理を行うこととしているが、現在はグループを成す企業は存在しない。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役が求めた場合には、監査役と協議のうえ、対象者、人数、期間等、合理的な範囲で配置することとする。

7.前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の監査を補助する使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

8.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
(1)監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっている。
(2)取締役は、以下に定める事項について、速やかに監査役に報告及び情報提供を行う。
イ　重要な会計方針、会計基準及びその変更
ロ　業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
ハ　内部通報制度の運用及び通報の内容
ニ　社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
ホ　会社の信用、業績に影響を与えた、またはその恐れのある事項
ヘ　その他これに準じる事項

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役は、監査役と定期的に意見交換会を開催する。
(2)監査役は、内部監査室から定期的に内部監査結果の報告を受ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方（基本方針）

(1)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針としております。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)社内規則の整備状況
当社では、反社会的勢力との関係拒絶・排除を企業行動憲章に定めております。

(2)対応統括部署について
当社では、総務部を反社会的勢力対応の統括部署として、反社会的勢力との取引防止に関する企画・管理等の対応を行っております。

(3)外部の専門機関との連携状況
当社では、社団法人特殊暴力防止対策連合会に加盟し、また、定期的な警察署への訪問・連絡等を実施し、緊急時における警察への通報、弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携のうえ、反社会的勢力対応を行っております。

(4)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社では、総務部を反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理しております。

(5)対応マニュアルの整備状況
当社では、反社会的勢力との対応について、業務の必要に応じて更に具体的な内容をマニュアル等に定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点で買収防衛策を導入しておりません。その理由として「当社がTOB」を想定した場合、日常からの準備または事前対策が肝要と思われますので、高利回り本位の投資家ではなく、当社を理解し応援してくれる株主をより多く作ることが最も有効であると考え、これに努めております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示作成の概要

1.適時開示に関する基本方針

当社は、企業の社会的責任を自覚し、役員及び従業員が職務を遂行するにあたり、法令、定款、社内規程及び企業倫理を遵守した行動をとるための企業行動憲章を定めております。これにより、積極的かつ適正な企業情報の開示を経営の基本としております。

2.適時開示に係る社内体制の状況

(1)当社では、経営企画部が経営会議の事務局となっており、重要な情報については、経営企画本部長が情報取扱責任者である管理本部長と連携し情報を報告・集中する仕組みとなっております。経営会議は原則として月2回開催しておりますが、必要に応じて臨時経営会議を随時開催し、経営に関する方針や全社的重要事項を審議しております。
適時開示が必要と考えられる事実が発生した場合は、経営会議を開催し開示内容の確認及び承認を得た後、管理本部長が速やかに開示することといたしております。

(2)重要な決定事実及び決算時情報は、取締役会を原則として月1回開催し、緊急を要する場合は、臨時取締役会を適宜開催し、迅速な意思決定を行い、東京証券取引所における適時開示規則に基づいた会社情報の開示を行っております。なお、TDnet等による開示した情報については、当社ホームページIR情報でも掲載することといたしております。

(3)適時開示体制については、内部監査室及び監査役会によりモニタリングされる仕組みになっております。

